

交流及び共同学習の手引き（小学部）



愛知県立岡崎聾学校

郵便番号：444-2111

所在地：岡崎市西阿知和町字御用田1の23

電話：(0564) 45-2830

FAX：(0564) 45-6248

MAIL：okazaki-ro@aichi-c.lg.jp

<http://www.okazaki-sd.aichi-c.ed.jp/>



HP用QRコード



公式ブログ用QRコード

目 次

1	交流及び共同学習の意義	1
2	交流及び共同学習の位置付け	
3	交流及び共同学習のねらい	
4	交流及び共同学習実施上の留意点	2
5	居住地校交流の手続き	
6	交流及び共同学習に関する依頼	3
	(1) 交流期間と回数	
	(2) 費用について	
	(3) 保険等について	
	(4) 交流及び共同学習の内容について	
	(5) 連絡調整について	
	(6) 登下校について	
	(7) 交流日について	
7	聴覚障害児童生徒への配慮事項	4
	(1) 座席	
	(2) 話し方	
	(3) 授業中	
	(4) その他	

別紙資料1 給食費領収書 様式

別紙資料2 交流及び共同学習実施計画案 様式

別紙資料3 交流及び共同学習概況 様式

1. 交流及び共同学習の意義

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

交流及び共同学習ガイド(文部科学省)より抜粋

2. 交流及び共同学習の位置付け

(1) 小学校学習指導要領 【第1章第5の2のイ】

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

(2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 【第1章第6節2（2）】

他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

3 交流及び共同学習のねらい

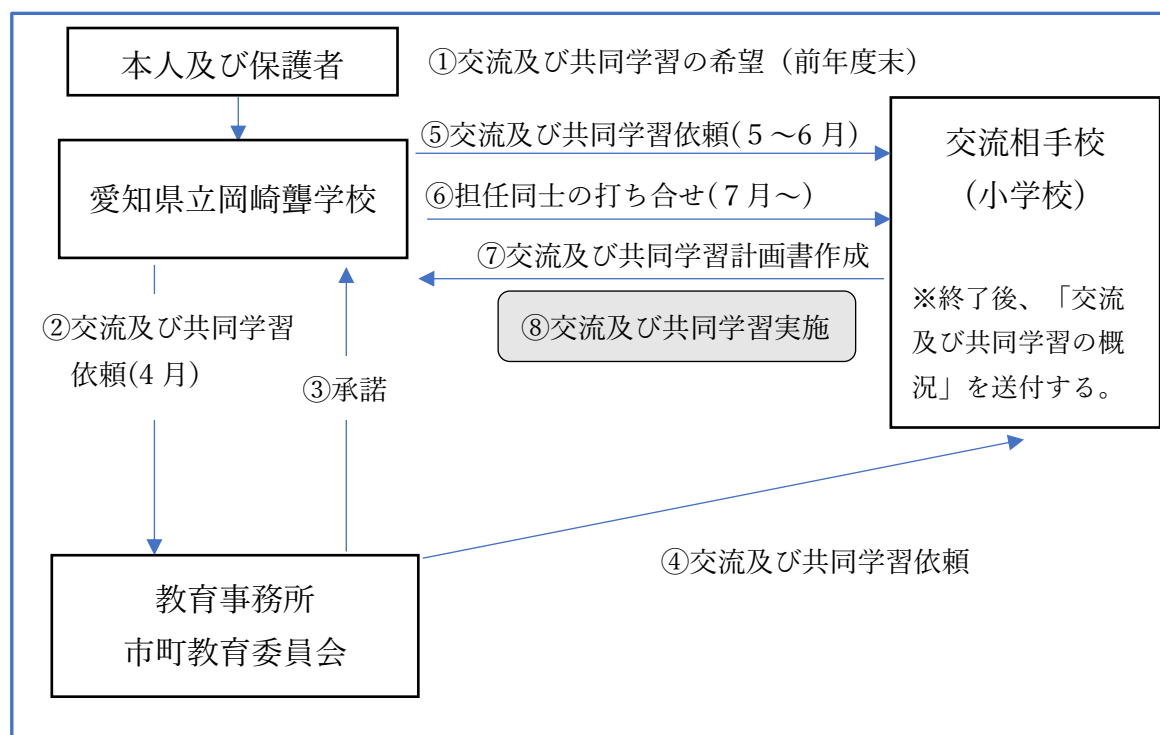
- (1) 経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育む。
- (2) さまざまな人々とともに助け合って生きている力の素地を養い、将来の社会参加につなげる。
- (3) 障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や障害のある人とともに支え合う意識の醸成につなげる。
- (4) とともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。

4 交流及び共同学習実施上の留意点

- (1) 交流及び共同学習実施の目的を明確にし、交流相手校及び関係教育機関等と十分な連携をとり、綿密な実施計画のもとに実施する。
- (2) 交流相手校の実情や自校の実情、児童生徒の実態等に応じて、無理のない計画を作成し実施する。
- (3) 交流相手校に対し、聴覚障害の特徴や配慮事項を記載した資料の作成・配付や事前説明を丁寧に行い、適切な指導支援につなげる。
- (4) 事前事後学習を充実させ、障害のある児童生徒は自己の障害や支援の依頼の仕方等への理解を深める。また、障害のない児童生徒は障害のある児童生徒への接し方やコミュニケーション方法について理解を図り、交流に臨む。
- (5) 交流相手校と連携を密にし、安全を最優先させるとともに、児童生徒がともに活動することを大切にする。

5 居住地校交流の手続き

関係教育事務所及び教育委員会に交流及び共同学習依頼文書を送付し、承諾が得られたのち、交流相手校に交流及び共同学習の依頼文書を送付し依頼いたします。原則、居住地の小学校と交流します。



※各種様式については、本校のホームページよりダウンロードいただけます。

岡崎聾学校ホームページ→小学部→交流及び共同学習→各種様式

6 交流及び共同学習に関する依頼事項

(1) 交流期間と回数

- ・交流回数は、原則年間5日を上限とし、児童の実態や希望、交流相手校の状況に応じて設定します。

(2) 費用について

- ・給食について、交流日分の増食をお願いします。給食費は交流日当日に保護者又は本人が現金で持参します。交流最終日に給食費領収書（資料1）を御記入いただき、保護者又は本人に渡してください。欠席した場合も給食費は御支払いいたします。
- ・教材等で購入が必要なものがありましたら、事前に本校担任へお知らせください。必要な代金を持参します。

(3) 保険等について

- ・本校児童は全て独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入済みです。交流日に本校児童に事故等が発生した場合は、本校まで御連絡ください。保護者への連絡及び災害共済給付金の手続きは本校で行います。

(4) 交流及び共同学習の内容について

- ・泊を伴う交流（野外活動や修学旅行）や長期休業中の交流、事前健康診断を必要とする交流（水泳指導、持久走等）については、原則実施しません。
- ・クラブ活動や委員会活動、児童会活動や部活動等、調整ができましたら一緒に活動させてください。下校時刻が異なる場合は、事前にお知らせください。
- ・本校では、岡崎地区の小学校と同一の教科書を使用していますが、副教材や副読本が異なる場合があります。その際、御高配をお願いします。

(5) 連絡調整について

- ・交流依頼は部主事が行いますが、それ以降の交流内容の連絡や調整は、両校の担任でお願いします。保護者への連絡は、本校から行います。新規の場合、事前打ち合わせで保護者と本人が挨拶に伺います。御高配をお願いします。
- ・事前打ち合わせの後に「交流及び共同学習実施計画案」（資料2）をメール又は郵送で本校へ送付していただけますようお願いします。
- ・交流日の1週間前を目途に、交流日の時間割や学習内容、登下校時刻、持ち物等をFAXで本校担任へお知らせください。保護者及び本人へ本校から連絡します。
- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は直接交流校へ保護者が連絡いたします。
- ・「交流及び共同学習の概況」（資料3）を無理のない範囲で御記入いただき、交流後にメール又は郵送で本校へ送付していただけますようお願いします。

(6) 登下校について

- ・交流する児童の登下校は、原則保護者が付き添います。
- ・通学班等での登下校を許可いただける場合、通学班での登校をさせてください。必要な場合は保護者が付き添います。

(7) 交流日について

- ・新規の場合、本校担任が交流の様子を参観するために訪問させていただきます。事前に訪問日時を御連絡いたします。

7 聴覚障害児童生徒への配慮事項

(1) 座席

- ・先生の顔が逆光にならず、先生の顔や友達の様子が見える座席がよい。
- ・先生が個別に指示を出しやすいところがよい。
- ・静かな環境がよい。

(例) 窓側から2・3列目、前から2番目あたり

(2) 話し方

- ・少し大きめの声で、口の形を見せて話す。
※口の形を手掛かりに、類推しながら話を聞いているため
- ・1音ずつ区切らずに、文節ごとに間を空けて話す。
- ・聴覚障害児童生徒の注目を確認してから話す。
- ・話題やキーワードを板書したり、ナンバリングをしたりして話す。
(例)「今から3つ話をします。1つ目・・・。」「体育のことだけど・・・」
- ・具体物を示したり、数字は空書したりする。

(3) 授業中

- ・板書をしながら話をしない。
- ・板書を多くして、板書を写す時間を確保する。
※聞きながら書くこと、書きながら話すことができないため
- ・聴覚障害児童生徒が話者を見て聞くことができるよう、発言者を指差すなどする。
- ・発言者の要点を復唱するか板書する。
- ・話し合いの場面では、発言者が手を挙げるなどの工夫をし、一人ずつ話す。
- ・音読時には、読むところを指す、ページや行数を伝えるなどして、どこを読むかが分かるようにする。
- ・テレビ放送を視聴する際には、字幕機能を活用する。
- ・体育の授業で、笛の合図が聞こえない場合、旗など見て分かる合図を併用する。

(4) その他

- ・校内放送を聞き分けることが難しいので、放送の内容を板書するか、個別に伝えるかする。
- ・補聴システム（ロジャーやFMマイク）を使用する場合は、口元近くにマイクを付ける。マイクが拾わない友達の発言は、必要に応じて復唱する。
- ・連絡事項や予定変更などは、口頭での連絡と併せて板書やメモで伝える。

◎聴覚障害児童生徒にとって分かりやすい配慮は、健聴児にも分かりやすい配慮であり、授業のユニバーサルデザイン化につながります。

給食費領収書

領 収 書

令和 年 月 日

児童生徒名

様

領 収 金 額

金

円

ただし 学校給食代金 として、上記の金額を領収しました。

学校名

担当者氏名

印

令和 年度 交流及び共同学習実施計画案

_____市立・町立_____学校

・在 籍 校 愛知県立岡崎聾学校 _____学部 第_____学年

1 交流及び共同学習の目的

- (1) 障害児の生活経験を広め、社会性を養い、望ましい人間関係を育てる。
 (2) 聴覚障害児に対する理解を深め、豊かな人間性を養う。

2 交流学級

第_____学年_____組（男子_____名、女子_____名、計_____名） 担任_____

3 登下校の方法及び時刻

【登校】

【下校】

4 交流予定日

- (1) 交流の年間日数 _____日
 (2) 交流の予定日

月日・曜	特記事項（行事など）	月日・曜	特記事項（行事など）

5 その他

- ・給食費（1食 _____円）は、交流日に児童生徒が持参する。
- ・時間割、持ち物等については、交流実施日の_____日前までに、岡崎聾学校（担任）へ電話もしくはFAXで連絡をする。
- ・事前の健康診断が必要な行事、水泳、マラソン等には参加しない。

